

令和元年度決算の留意点と 日頃聞けない学校法人会計の理解の秘訣

令和2年2月28日
公認会計士梶間栄一

目次と体系図

【目次】

- I. 令和元年度決算の留意事項
- II. 日頃聞けない学校法人会計のご質問
- III. 基本金の仕組みと理解のコツ
 - 1. 基本金の意義と種類
 - 2. 第1号基本金(ハード面)
 - 3. 第4号基本金(ソフト面)
- IV. 子ども・子育て支援新制度と無償化の会計処理
 - 1. 子ども・子育て支援新制度
 - 2. 施設型給付を受ける園
 - 3. 私学助成園

I. 令和元年度決算の留意事項

本章の目次

1. 大科目の省略は不可である
2. 基本金組入額合計・基本金取崩額の省略は、不可である
3. 会計システム上の科目設定の注意点
4. 単数の学校のみを設置している場合の内訳表の作成について
5. 計算書類の日付の表示について
6. 補助金の計上区分

1

1. 大科目の省略は不可である

【ポイント】

大科目の省略と変更は不可という考え方で処理を統一

(※貸借対照表は大科目と中科目の省略と変更が不可)

(H26年2月「学校法人会計基準の改正に関する説明会」への質問回答集Q9)

【図解】

図表：基準が定める記載科目

別表第一	資金収支計算書	大科目	(追加可)	小科目
別表第二	事業活動収支計算書	大科目	(追加可)	小科目
別表第三	貸借対照表	大科目	中科目	小科目

↑ ↑ ↑
追加不可 追加不可 追加・細分不可
省略不可 省略不可 省略可

(拙著：p48)

2

2. 基本金組入額合計・基本金取崩額の省略は、不可である

【ポイント】

基本金組入額合計・基本金取崩額は省略不可である

- ⇒ 基本金組入額合計がなくても「0」として記載
- ⇒ 基本金取崩額がなくても「0」として記載
- ⇒ 基本金組入額合計と基本金取崩額は両方記載

【図解】

事業活動収支計算書

	予算	決算	差異
.....			
基本金組入前当年度収支差額			
基本金組入額合計			
当年度収支差額			
前年度繰越収支差額			
基本金取崩額			
翌年度繰越収支差額			

3

3. 会計システム上の科目設定の注意点

【ポイント】

- 基準改正後の様式に則った科目設定を行うこと
- 大科目が0円の場合であっても科目の省略は不可である

会計システム（ソフト）
の仕様は、処理標準通り
の表示ができない理由に
はなりません！

4

4. 単数の学校のみを設置している場合の内訳表について

- 人件費内訳表の作成省略はできない
(資金収支内訳表・事業活動収支内訳表は省略できる)
- 作成する場合は「1部門」と「総額」欄を記載すること

【図解】

A幼稚園法人

人件費支出内訳表

科目	〇〇幼稚園	総額

基準の様式どおり作成する

5

5. 計算書類の日付の表示について

- 西暦、和暦どちらの表示でも可。(表示に関しては法人の意思決定による)
- 和暦表示の場合、改元後作成する書類においては「令和」を用いる
→「令和元年度決算」(◎)「平成31年度決算」(△)
- 令和元年度決算は
「自:平成31年4月1日、至:令和2年3月31日」となる(◎)
- 改元後作成する書類においてやむを得ず「平成」の表記が残る場合があっても有効として取り扱う
「自:平成31年4月1日、至:平成32年3月31日」(△)
- 「平成」の期間について「令和」と表記する扱いは不可
「自:令和元年4月1日、至:令和2年3月31日」(×)

6

6. 補助金の計上区分

別添資料等でご説明します。

Ⅱ. 日頃聞けない学校法人会計のご質問

本章の目次

- 計算書類
- Q1 決算書のつながりがよくわからない
 - Q2 収支計算書は、なぜ2つあるの？
 - Q3 3つの決算書の目的
 - Q4 資金収支計算書の仕組み(常識と違うところ)
 - Q5 資金収支計算書の仕組み(資金収支調整勘定)
 - Q6 事業活動収支計算書の仕組みと目的
 - Q7 貸借対照表の見方が苦手

資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表



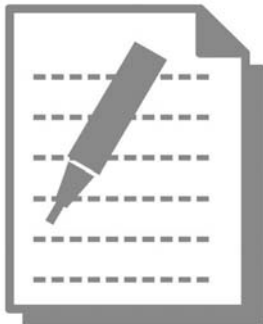
本章の目次(続き)

- 経理業務
- Q8 貸借対照表の確認チェック
 - Q9 経理業務(簿記)の流れ
 - Q10 決算書の勘定式と報告式
- 資産
- Q11 図書(書籍)の会計処理
- 収入
- Q12 寄付金と補助金の区分
- 経費
- Q13 経費の教管区分

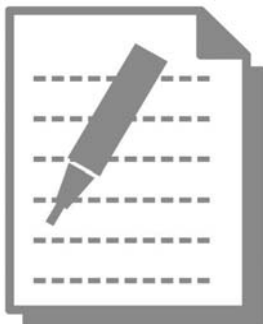
Q1 決算書のつながり(1/4) 質問

Q 理事会で配られる決算書のつながりがよくわかりませんか？

資金収支計算書



事業活動収支計算書



貸借対照表



11

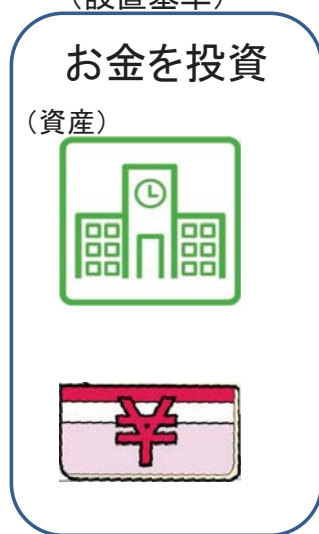
Q1 決算書のつながり(2/4)

コメント

1年間の教育活動

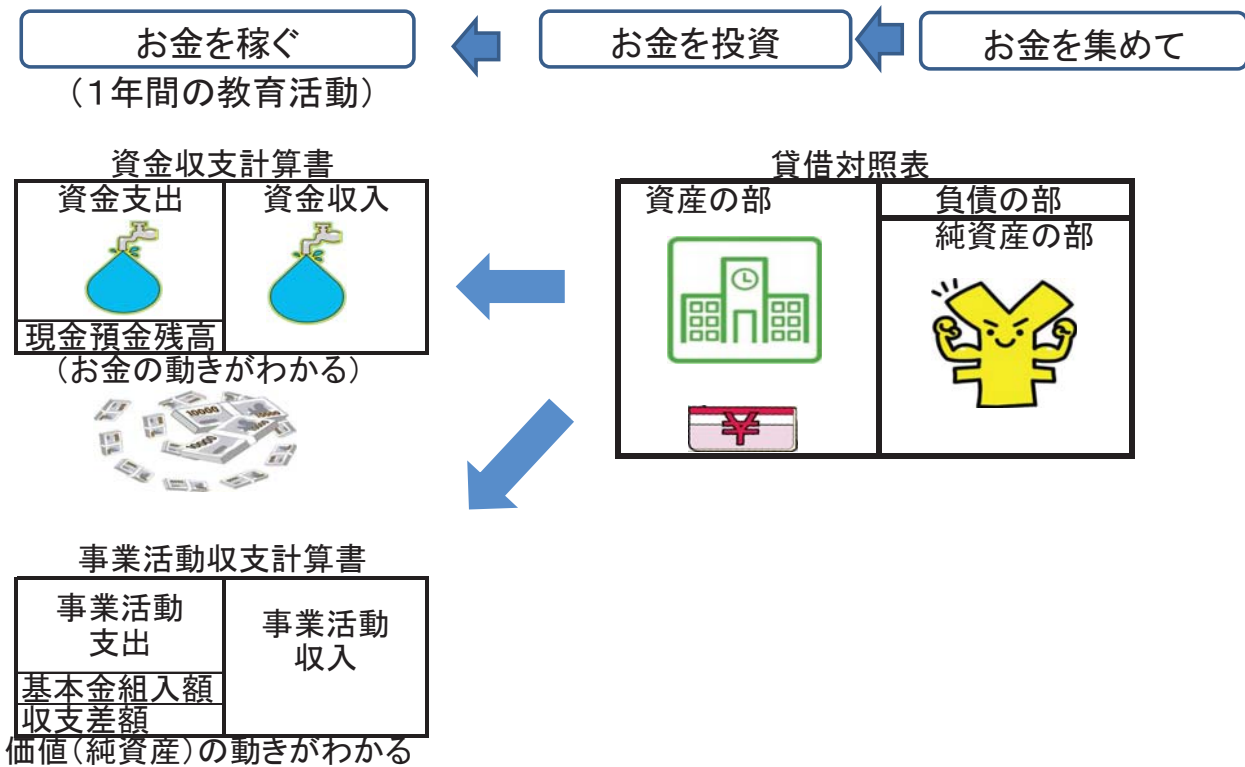
校地・校舎等を用意して
(設置基準)

寄付等の自己資金を集めて



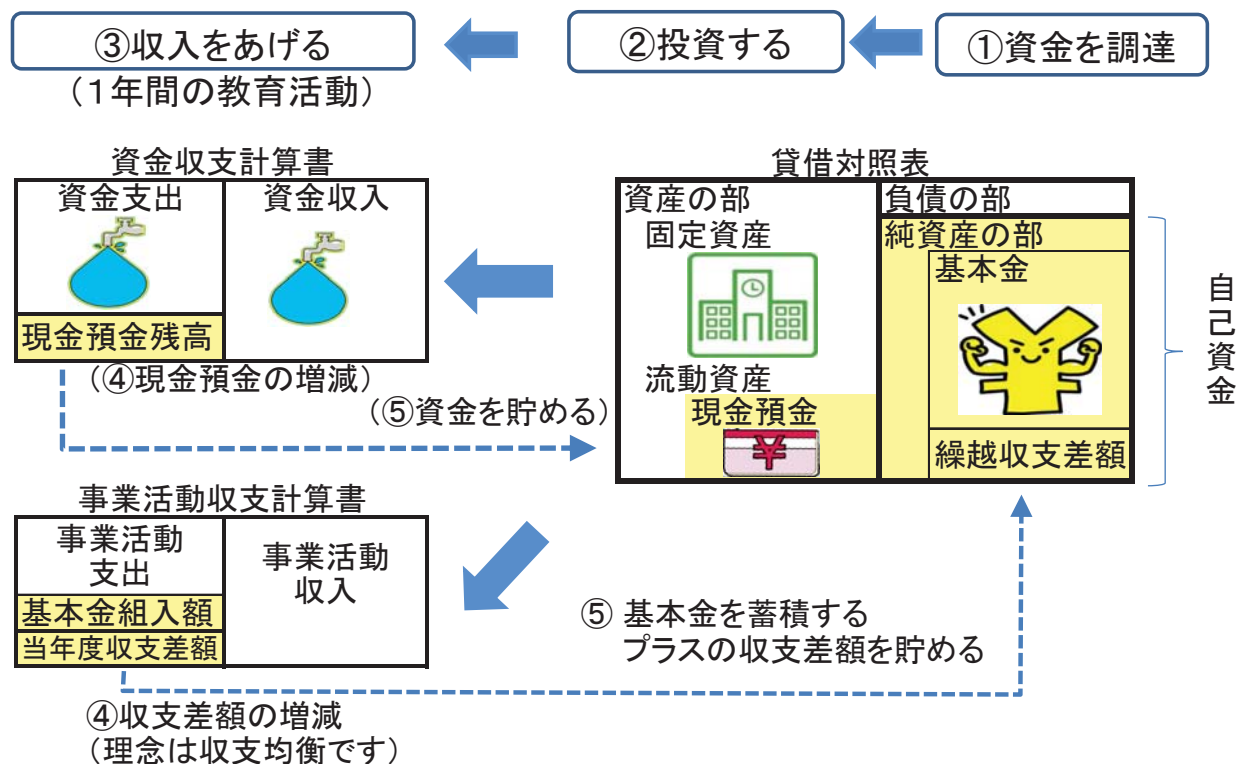
12

Q1 決算書のつながり(3/4)



13

Q1 決算書のつながり(4/4)



14

Q2 収支計算書は、なぜ2つあるの？

Q 学校法人会計基準では、どうして似たような収支計算書が2つあるのですか？

- ・資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書

ヒント ・私立学校法第47条

・現行H27年度施行の基準案では、事業活動計算書だった？！

学校法人会計基準 (第4条)	私立学校法 (第47条)
	財産目録
貸借対照表	貸借対照表
資金収支計算書	収支計算書
事業活動収支計算書	
	事業報告書

・似ていて異なる2つの収支計算書

15

Q3 3つの決算書の目的 質問

Q 3つの決算書の目的を教えてください。

コメント

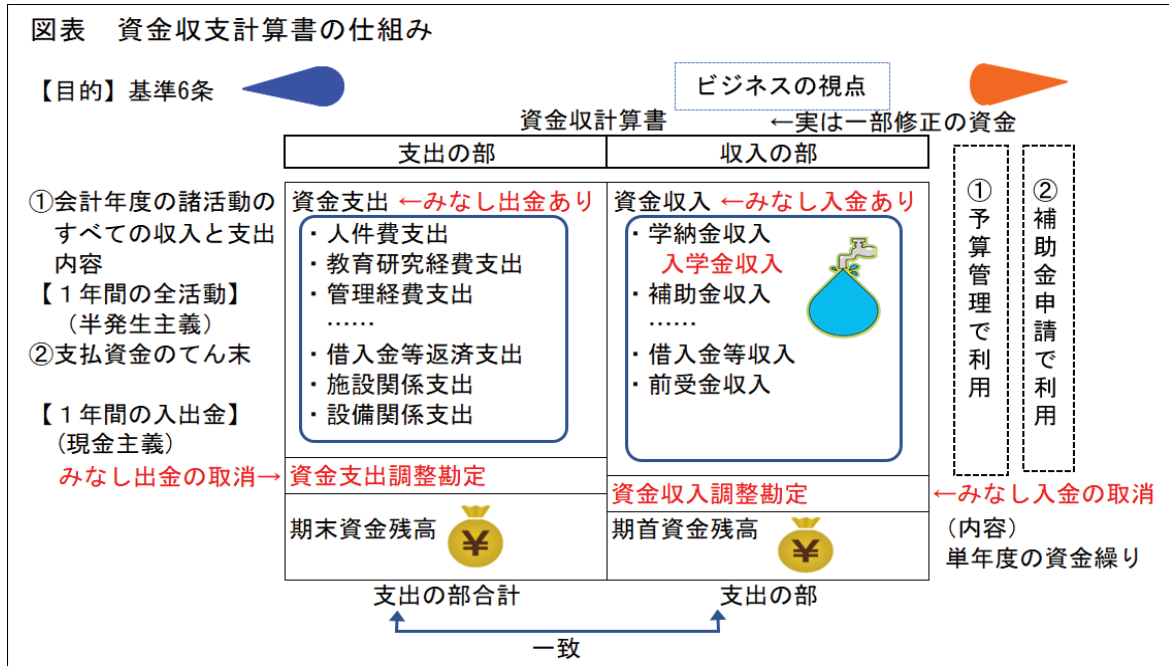
	資金収支計算書	事業活動収支計算書	貸借対照表
基準	基準6条 ①1年間の全活動 ②1年間の入出金	基準15条 ①1年間の事業活動収入・支出の内容 ②収支均衡の状態	明記なし。一般論では、決算日の財政状態を表示する →財産の状態
ビジネスの視点	①予算管理で利用 ②補助金の申請	・採算が取れた経営か ・儲かっているか	・「お金持ち」かわかる ・財産の「今」かわかる
文科省の監事研修会	補助金の適正な配分と効果が目的	収支の均衡と永続性が目的	年度末における学校法人の財政状態を明らかにすることが目的
企業会計		経営成績	財政状態

16

Q4 資金収支計算書の仕組み 質問

Q 資金収支計算書が常識と違う部分はどこですか？

コメント 資金収支計算書には、みなし入金とみなし出金が含まれています。

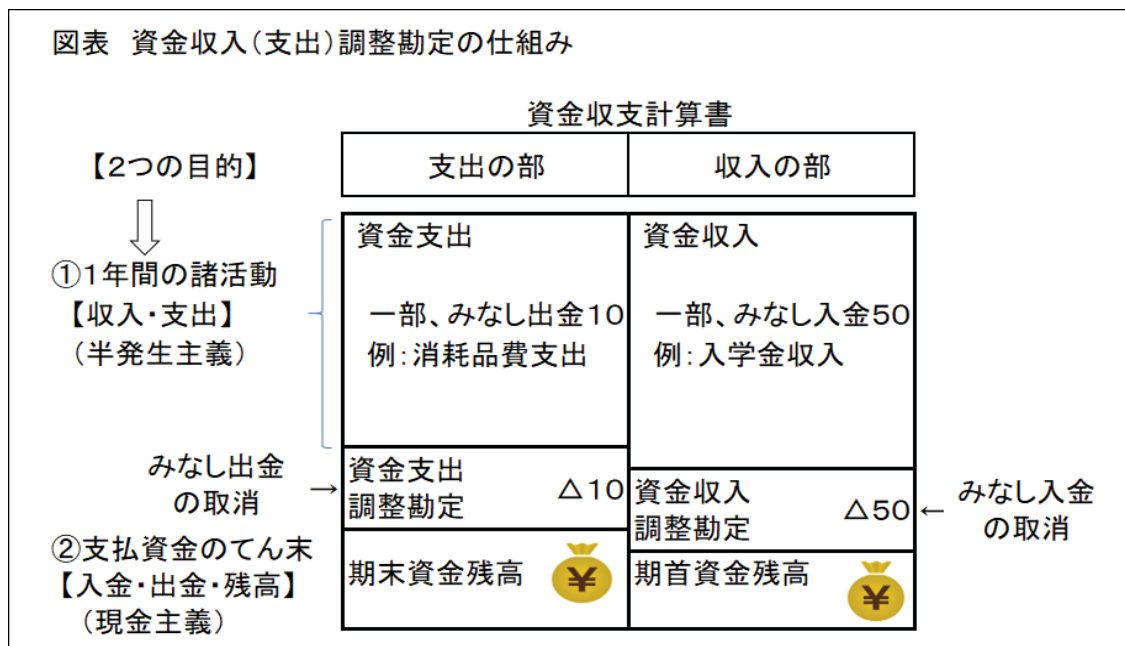


17

Q5 資金収支計算書の資金収支調整勘定 質問

Q 資金収支計算書の資金調整勘定がわかりません。

コメント

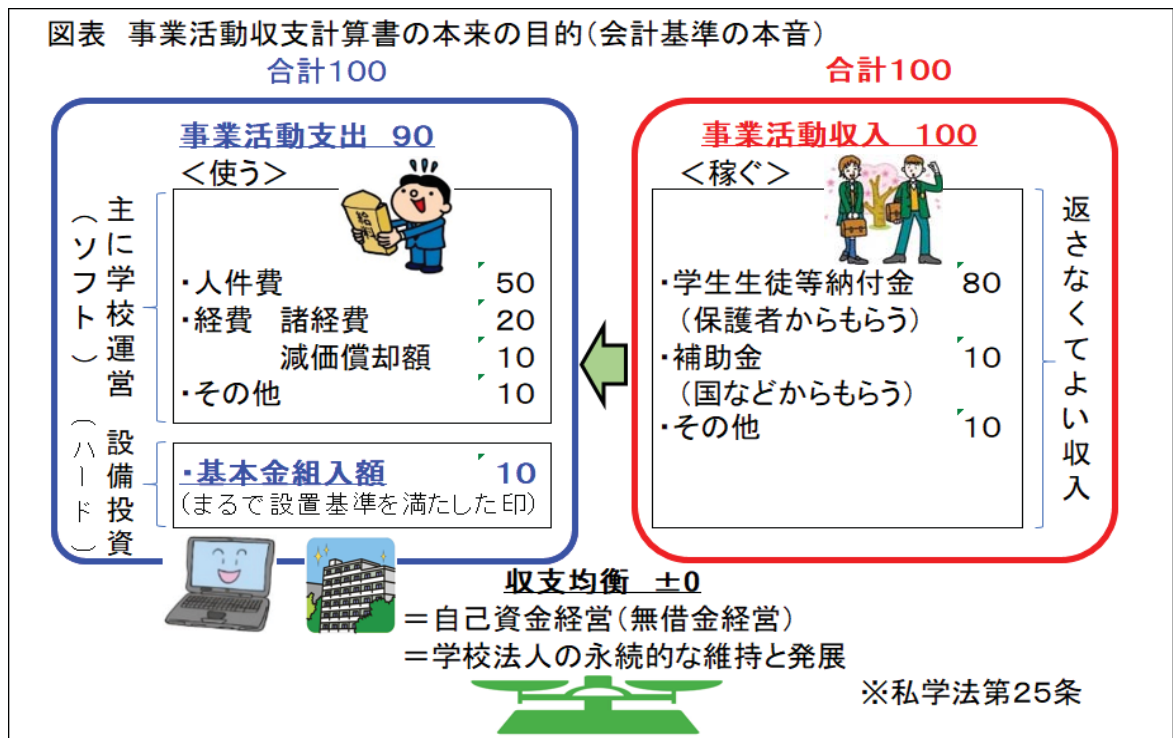


18

Q6 事業活動収支計算書

Q 事業活動収支計算書の本当の目的と仕組みは？

コメント



19

Q7 貸借対照表(1/4) 質問

Q 貸借対照表の見方が苦手です。

幼稚園法人 (東京都・391法人) 貸借対照表 平成30年3月31日 出典:今日の私学財政 赤字は10%以上の小科目。

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
固定資産	79.5	固定負債	5.4
有形固定資産	69.4	長期借入金	5.0
土地	42.9	長期未払金	0.0
建物	23.1	退職給与引当金	0.1
構築物	1.5	その他の固定負債	0.3
教育研究用機器備品	0.7	流動負債	3.1
教育研究用機器備品	0.7	短期借入金	1.0
図書	1.2	未払金	0.7
車両	1.2	前受金	1.1
建物仮勘定	1.2	預り金	0.3
特定資産	5.3	その他の流動負債	0.3
第2号基本金引当特定資産	5.3	負債の部合計	9.4
第3号基本金引当特定資産	0.1	純資産の部	
退職給与引当特定資産	0.1	科 目	金額
施設設備引当特定資産	0.1	基本金	85.7
減価償却引当特定資産	0.1	第1号基本金	85.7
その他の引当特定資産	5.2	第2号基本金	1.0
その他の固定資産	4.8	第3号基本金	0.1
借地権	4.8	第4号基本金	0.4
有価証券	2.5	繰越収支差額	5.8
収益事業元入金	0.7	翌年度繰越収支差額	5.8
長期貸付金	0.0	純資産の部合計	91.5
その他	1.5	負債及び純資産の部合計	100.0
流動資産	20.0		
現金預金	18.3		
未収入金	1.3		
有価証券	0.7		
その他	0.2		
資産の部合計(※)	100.0		

注記 1. 重要な会計方針 2. 重要な会計方針の変更等

3. 減価償却額の累計額の合計額
4. 徴収不能引当金の合計額
5. 担保に供されている資産の種類及び額
6. 基本金未組入額

7. 第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
8. ②他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

※ 1法人あたりの平均総資産額 10億7678万円

通常は一列表示

Q7 貸借対照表(2/4) 質問

B高校法人
(東京都・111法人)

貸借対照表
平成30年3月31日

出典:今日の私学財政
赤字は10%以上の小科目。

資産の部	
科目	金額
固定資産	86.4
有形固定資産	57.0
土地	21.1
建物	30.6
構築物	1.5
教育研究用機器備品	1.4
管理用機器備品	0.2
図書	0.8
車両	0.0
建物仮勘定	1.3
特定資産	24.5
第2号基本金引当特定資産	2.5
第3号基本金引当特定資産	1.4
退職給与引当特定資産	1.1
施設設備引当特定資産	2.1
減価償却引当特定資産	9.6
その他の引当特定資産	7.8
その他の固定資産	4.9
借地権	0.4
有価証券	2.9
収益事業元入金	1.0
長期貸付金	0.1
その他	0.5
流動資産	13.6
現金預金	12.3
未収入金	0.7
有価証券	0.2
その他	0.3
資産の部合計(※)	100.0

負債の部	
科目	金額
固定負債	5.4
長期借入金	3.7
長期未払金・学校債	0.1
退職給与引当金	1.6
その他の固定負債	0.1
流動負債	4.1
短期借入金	0.8
未払金	0.7
前受金	1.7
預り金	0.8
その他の流動負債	0.1
負債の部合計	9.4
純資産の部	
科目	金額
基本金	96.0
第1号基本金	91.0
第2号基本金	2.4
第3号基本金	1.4
第4号基本金	1.1
繰越収支差額	△ 5.5
翌年度繰越収支差額	△ 5.5
純資産の部合計	90.5
負債及び純資産の部合計	100.0

注記 1. 重要な会計方針 2. 重要な会計方針の変更等

3. 減価償却額の累計額の合計額

4. 徴収不能引当金の合計額

5. 担保に供されている資産の種類及び額

6. 基本金未組入額

7. 第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

※ 1法人あたりの平均総資産額 91億7902万円

通常は
一列表示

21

Q7 貸借対照表(3/4) 質問

コメント

<貸借対照表の見方のコツ>

- ①B/Sはバランスシートで左右の関係を見る。面積グラフの利用。
- ②金額は、設立以来の累積した残高が見られる。
- ③B/Sでは学校が「お金持ち」かがわかる。







22

Q7 貸借対照表(4/4) 質問

→貸借貸借表をB/S面積グラフで見してみる！

B高校法人 バランス・シート
〇〇年3月31日

← ①-1 貸借対照表は、バ
ランス・シートで考える

資産	固定資産 (内、土地21・建物31) 	負債  9 (内、借金4)	純資産  91
	流動資産  14 (内、現金預金12)		
合計 100		合計 100	

← ②金額は、累積残高

← ①-2 バランスシートは面
積グラフを利用する

①-3 バランス・シートは左右のバランスで見る

③ビジネス的には、「お金
持ち」かわかる

23

Q8 貸借対照表の確認チェック

Q A学校法人とB学校法人、財務体質がいいのはどっち？

A法人 総資産100、基本金100

B法人 総資産100、借入金90、基本金10

コメント BS面積グラフで財務を理解する



【A法人】バランスシート

資産 100 	基本金 100 
(購入財源は)	

↑
規模がわかる

判断:「お金持ち」
(左右で見る)

【B法人】バランスシート

資産 100 	借入金 90 
(購入財源は)	
	基本金 10

↑
規模がわかる

判断:「これから」
(左右で見る)

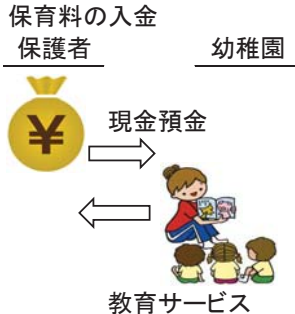
コメント 簡単な例でみてみると、A法人は資産の財源が全部基本金なので「お金持ち」、B法人は借金だらけなので「これから」ということになります。

24

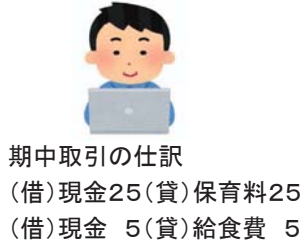
Q9 経理業務(簿記)の流れ (1/2)

Q 理事に決算書ができるまでの経理業務(簿記)の流れを説明するのですが、わかりやすく言うとどうなりますか？

ヒント 1. 取引



2. パソコンに入力



3. 期中の打出資料

試算表

科目	前月残高	借方	貸方	当月残高
現金		30		30
……				
保育料			25	25
給食費			5	5
……				

仕組み 簿記=帳簿に記録する

↓
簿記は決算書をつくるための技術

語源: 仕訳 = 1つの取引を2つの仕分けすること



語源: 試算表 = 仕訳の左右の総合計があるか試してつくる表

試算表

借方		貸方	
現金	30	保育料	25
……	……	給食費	5
借方計	30	貸方計	30

現在の意義: 仕訳取引が網羅的にわかる。

25

Q9 経理業務の流れ (2/2)

ヒント 4. パソコンに入力



決算仕訳
(借)基本金組入額(貸)基本金

5. 決算書の出力

資金収支計算書

科目	予算	決算	差異
……	××	××	××
……	××	××	××

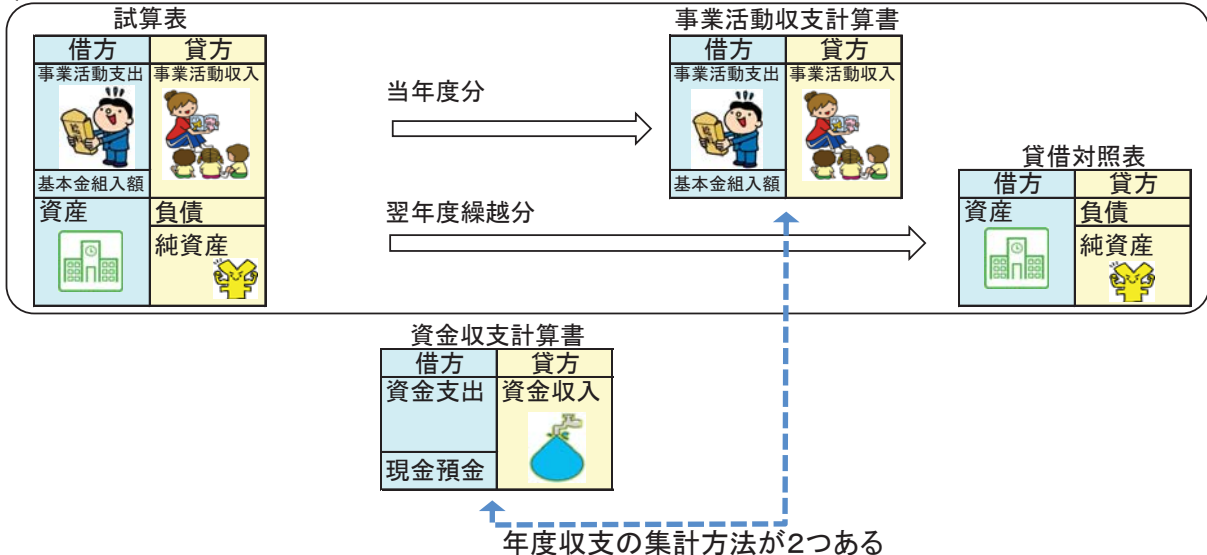
事業活動収支計算書

科目	予算	決算	差異
……	××	××	××
……	××	××	××

貸借対照表

科目	本年		増減
	度末	度末	
……	××	××	××
……	××	××	××

仕組み 複式簿記(基準2条②)



26

Q10 勘定式と報告式 (1/2)

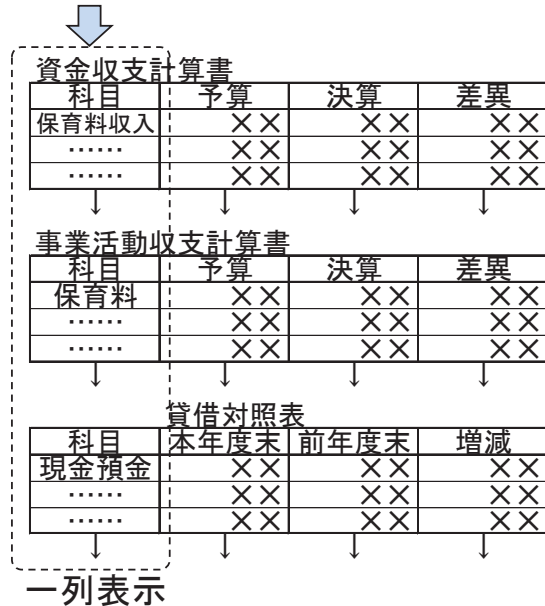
Q 仕訳は一行に借方と貸方に科目を2つ(左右2列に)書きますが、決算書はどうして科目が縦一列に出てくるのですか？

仕訳は、科目を2列に書く



取引の仕訳
 (借)現金25 (貸)保育料25

決算書は科目が1列表示になっている！



27

Q10 勘定式と報告式 (2/2)

コメント 決算書の表示形式には、勘定式と報告式があるのですが基準では、報告式を採用しているため科目が1列表示になっています。

勘定式

資金収支計算書

科目	決算	科目	決算
.....	XX	保育料収入	XX
.....	XX	XX
.....	XX	XX

事業活動収支計算書

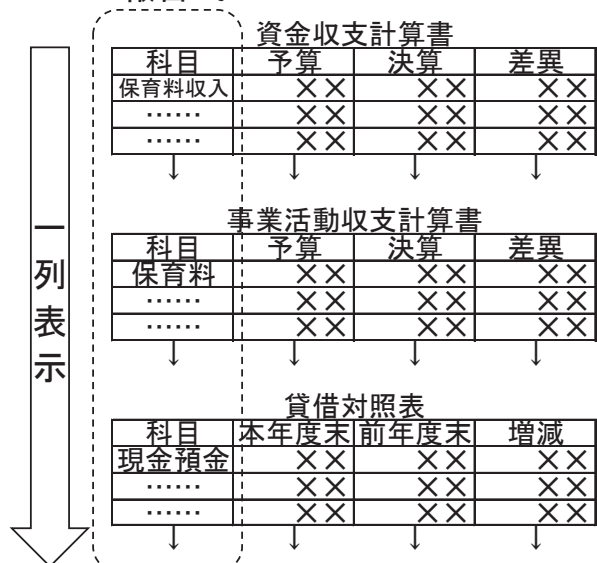
科目	決算	科目	決算
.....	XX	保育料	XX
.....	XX	XX
.....	XX	XX

貸借対照表

資産	本年度末	負債	本年度末
現金預金	XX	XX
.....	XX	XX
.....	XX	XX

合計金額は一致する

報告式



28

Q11 図書の会計処理1 (1/2)

Q 図書は、長期保有目的なら金額の大小に関係なく資産計上するのは、どうしてですか？

図書の会計処理は、「図書の会計処理について(報告)」について(通知)(文部省通知 昭47.11.14雑管第115号)で「1. 長期間にわたって保存、使用することが予定される図書は、取得価額の多寡にかかわらず固定資産に属する図書として取扱う。」ことになっています。



29

Q11 図書の会計処理2 (2/2)

コメント

(広場2019.3.20)

参考となる資料:「文部省令 学校法人会計基準詳説」p104 昭和47年8月20日 三角哲生 第一法規出版株式会社)

図書についても一つ付け加えたいことは、貸借対照表もしくは財産目録に計上すべき図書の金額基準の問題である。1冊1冊の図書の価額は比較的安い。そこでもし他の固定資産のように1万円とか3万円もしくは5万円というような基準を採用すると、少なくとも冊数上は大部分の図書がこの基準からもれてしまう。

もともといわゆる資本的支出の限界に関する金額基準は、それを適用しても当該資産の大部分をのがさないということが前提となって成り立つはずのものである。

その意味から、学校において図書を保有する目的や図書の価額とその価値との関係等を考えるならば、学校の場合は図書についてして金額基準を設けないほうが適当であろう。

すなわち取得する図書の利用の態様等から判断して、はじめから消費収支計算上消費支出として処理することが適当な図書以外の図書は、金額の多寡にかかわらず、いっさいを資産に計上することが適当であろう。

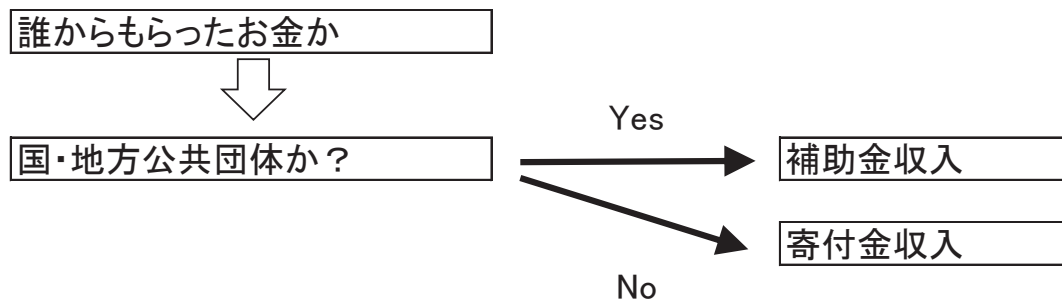
30

Q12 寄付金と補助金の違いは？ (1/2)

Q 補助金と寄付金の違いは、どこで分けるのですか？
 ・公益法人や宗教法人から受け取ったお金は補助金？寄付金？
 のどちらですか？

ヒント

図表 寄付金収入と補助金収入の違い



31

Q12 寄付金と補助金の違いは？ (2/2) (発展)

発展 「補助金」と「寄付金」と「雑収入」の違いは？

補助金も寄付金も雑収入の一部も第三者からの贈与である点は同じです。ヒントは、会計士協会の実務指針39号(寄付金収入に関する実務指針)の寄付金の定義が役立ちます。

補助金収入(国又は地方公共団体からの助成金のほか、国又は地方公共団体からの資金を源資とする間接的助成金である日本私立学校振興・共済事業団及びこれに準ずる団体からの助成金を含む。)に該当しない金銭その他の資産の贈与又は助成を受けたときは、雑収入として処理された祝い金等を除き、寄付金収入として処理するものとする。

これを図解すると

科目	内容	消去法定義
①補助金収入	国又は地方公共団体からの助成金のほか、国又は地方公共団体からの資金を源資とする間接的助成金である日本私立学校振興・共済事業団及びこれに準ずる団体からの助成金を含む。	①
②寄付金収入	①、③以外の金銭その他の資産の贈与又は助成	②
③雑収入	金銭その他の資産の贈与又は助成を受けたときは、雑収入として処理された祝い金等	③

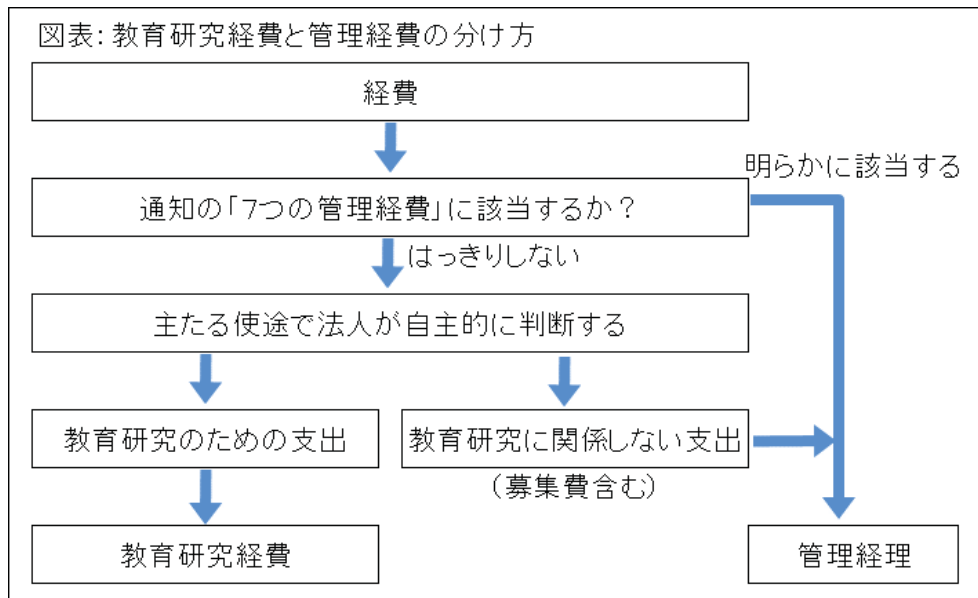
つまり、①補助金の定義→③雑収入→②寄付金と、消去法定義になっています。

32

Q13 経費の教管区分 (1/2)

Q 経費を教育研究経費と管理経費に分けるルールがわかりません。

ヒント「教育研究経費と管理経費の区分について(報告)」について(通知)
(文部省通知 昭46.11.27雑管第118号)



33

Q13 経費の教管区分 (2/2)

管理経費となる例(雑管第118号)

1. 役員の行なう業務執行のために要する経費および評議員会のために要する経費(役員の旅費、事業費、交際費等)
2. 総務・人事・財務・経理その他これに準ずる法人業務に要する経費(法人本部に限らない)
3. 教職員の福利厚生のための経費
4. 教育研究活動以外に使用する施設、設備の修繕、維持、保全に要する経費(減価償却費を含む。)
5. 学生生徒等の募集のために要する経費 (入試経費を除く)
6. 補助活動事業のうち食堂、売店のために要する経費
7. 附属病院業務のうち教育研究業務以外の業務に要する経費

34

Ⅲ 基本金の仕組みと理解のコツ

本章の目次

1. 基本金の意義と種類
2. 第1号基本金(ハード面)
3. 第4号基本金(ソフト面)

基本金の仕組み: サマリー

本章の目次




要点

1. 基本金の意義と種類
2. 第1号基本金(ハード面)
3. 第4号基本金(ソフト面)

校地・校舎・備品など固定資産が自己資金で確保した印
1ヶ月分の運転資金を自己資金で確保した印

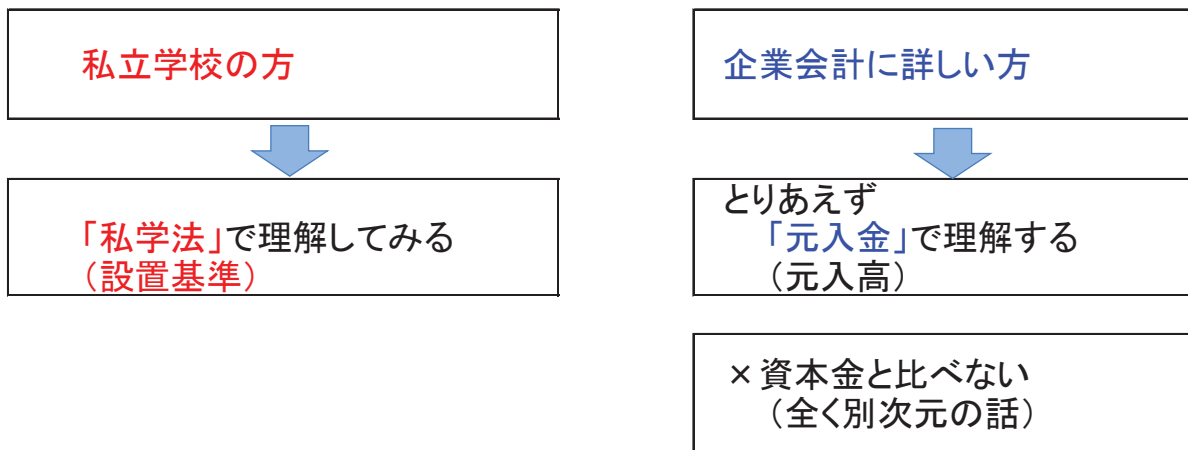
基本金は、まるで設置基準を満たした印

バランス・シート

校地 校舎 備品		基本金(自己資金)	
運転資金		1号	
		4号	

【予備知識】ここだけの説明:基本金1<基本金は私学法から理解する>

1. 基本金の理解のコツ

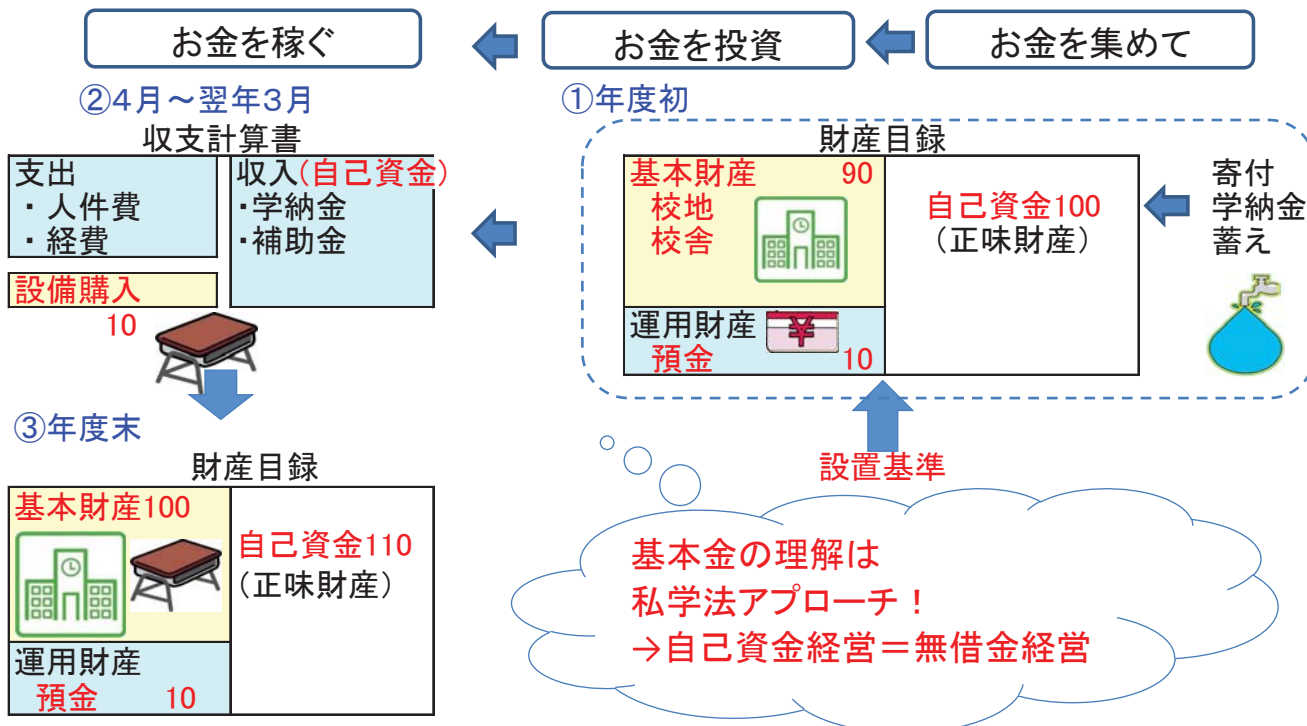


基本金の定義

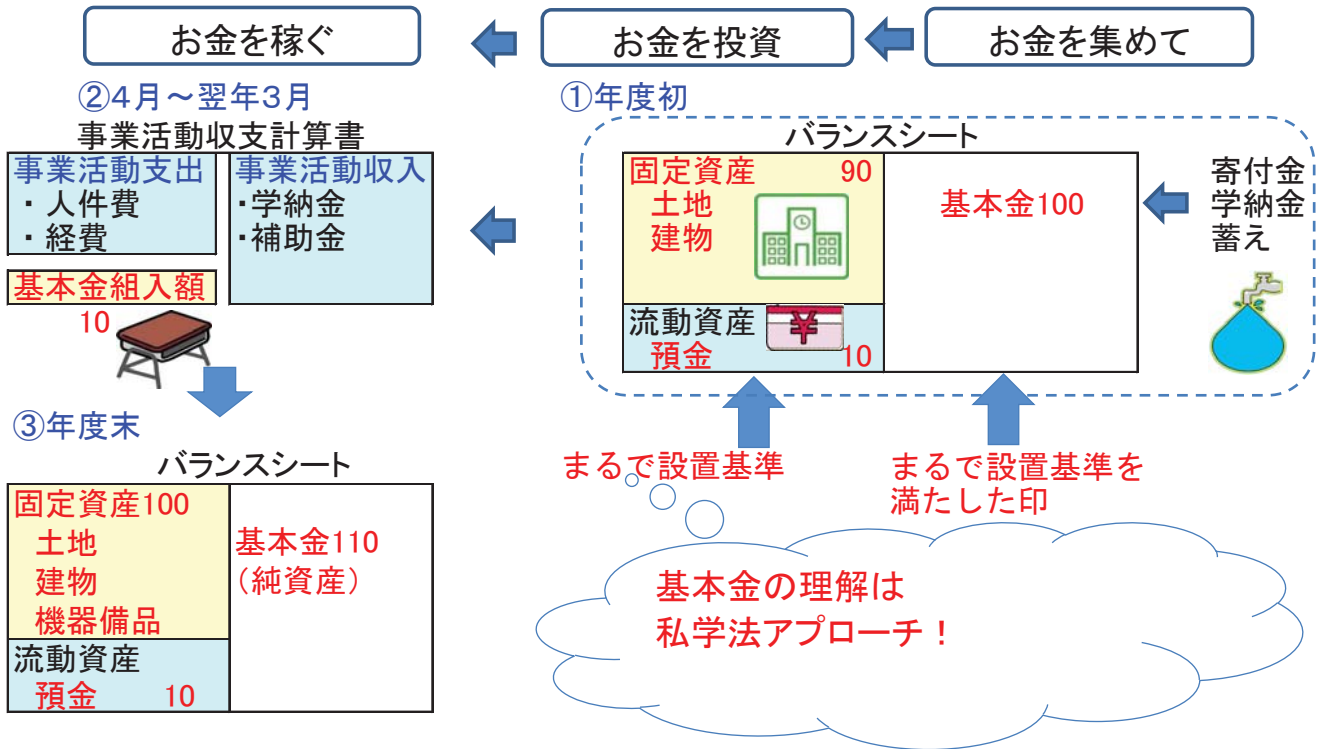
学校法人会計基準 (基本金)第29条
 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

【予備知識】ここだけの説明:基本金2<基本金は私学法から理解する>

2. 基本金は、まず「私学法」で考えてみる。



3. 今度は「学校法人会計基準」で見てみる。



基本金の意義と種類1 (1)基本金とは

まず、学校法人会計基準の基本金を見てみます。

(基本金)

第29条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

本条を意識すると、「学校が事業計画に基づいて永続的に持ち続けたい学校運営に必要な校地・校舎などの資産の金額を観念的にとらえて、その金額の裏付けとなる自己財源を基本金」としました。

学校会計では、校地・校舎などの学校がずっと持ち続けたいと考える資産を基本金対象資産といいます。基本金は、その学校の基本金対象資産の金額を財務面から陰のように支える貸方勘定です。校舎の購入取引は実際の取引ですが、基本金の取引は理事会が決める観念的な簿記上の取引です。

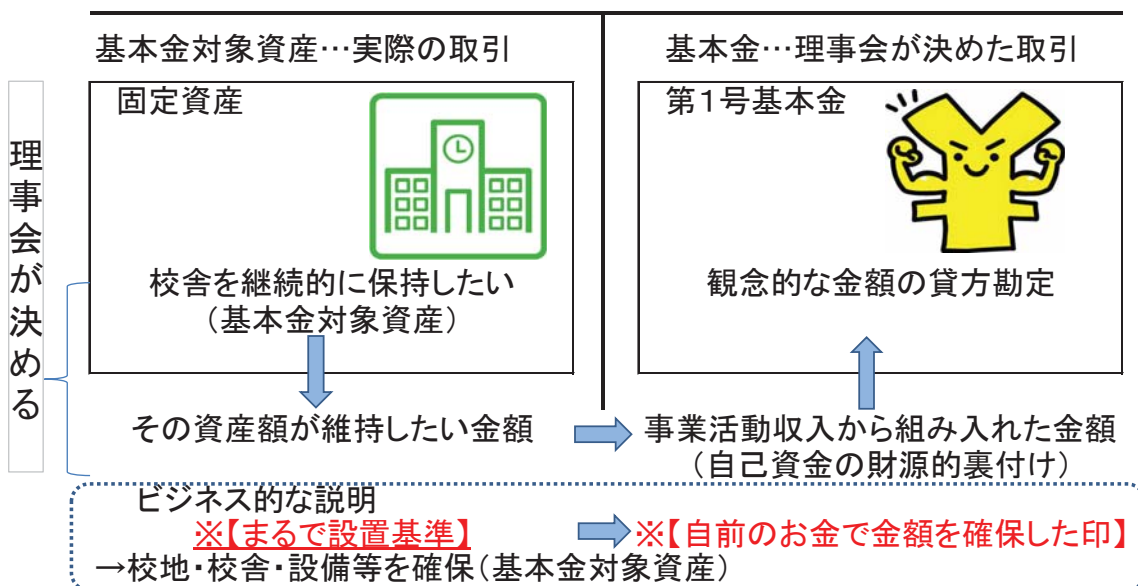
41

基本金の意義と種類2 基本金の制度趣旨

基本金は、学校経営を自己資金で行い学校の永続的な教育研究活動を実現するために誕生しました。

※【早わかり】基本金のイメージは、学校経営を自前のお金でスタートした印(記録)
基本金の定義(基準29)

貸借対照表



42

基本金の意義と種類3 基本金の種類

基本金は第1号基本金から第4号基本金まで4種類あります。

大科目/小科目	内容
基本金	基本金対象資産の金額の財源的裏づけとなる貸方勘定
第1号基本金	「現有の固定資産の金額」の財源的裏づけとなる基本金
第2号基本金	「将来の固定資産の金額」の財源的裏づけとなる基本金
第3号基本金	「奨学基金など基金の金額」の財源的裏づけとなる基本金
第4号基本金	「運転資金の金額」の財源的裏づけとなる基本金

(基本金への組入れ)

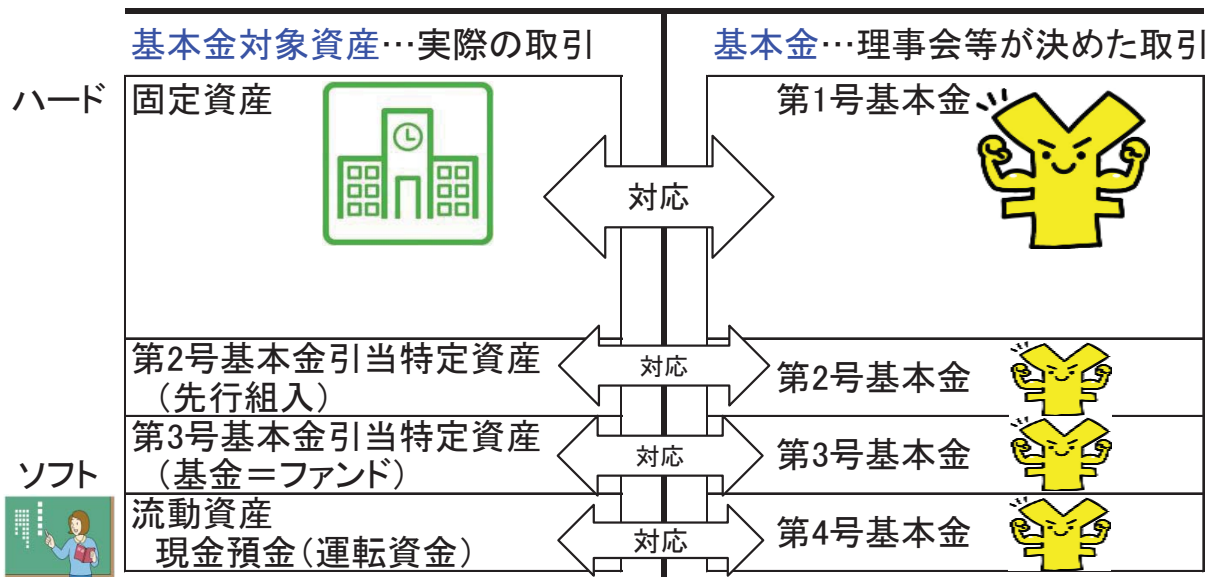
第30条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
- 二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額
- 三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- 四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

43

基本金の意義と種類4 基本金の種類

貸借対照表



「基本金対象資産」と「基本金」は、夫婦のようなもの



44

基本金の意義と種類5 基本金の組入れ

事業活動収支計算書の事業活動収入から基本金を組み入れるのは、私学の人向けには「基本金がまるで学校法人運営の設置基準」のようなものだから、学校の固定資産等を自前のお金で用意した印(証拠・記録)を残すために基本金組入額を控除すると考えます。

基本金組入手続

【手続】理事会等で決める



【内容】教育活動を継続するために
持ち続けたい固定資産等
金額を決定

例: 備品 10

(まるで設置基準)



自前のお金で払った

(まるで設置基準)

基本金組入額 10

会計処理

試算表

備品	10	授業料	100
.....
基本金組入額	10	基本金	10



事業活動収支計算書

事業活動支出	事業活動収入 100 (自己資金)
基本金組入額 10	

従来は、残りて運営→
まるで設置基準→

貸借対照表

.....
備品	10	基本金	10

(借)基本金組入額 10	(貸)基本金 10
--------------	-----------

45

基本金の意義と種類6 基本金の取崩し

学校法人が自らの経営計画を検討した結果、学校の規模を縮小する、学生寮を廃止することなどが決まり、基本金組入対象資産を継続的に所有する必要がなくなった場合、維持すべき基本金対象資産の金額がなくなるため、財源的裏づけである基本金も不要となります。この場合、不要となった基本金を減少させます。この基本金を減少させることを「基本金の取崩し」といいます。

図表: 基本金を取り崩す場合(基準31条)

ケース	①諸活動の廃止	②経営の合理化で不要	③将来取得予定がない	④やむを得ない
	教育水準の低下を招かない場合			
	他の部門へ転用しない			
取崩額 対象基本金	廃止部分の基本 金組入額	その固定資産の 金額	その金額	その金額
	1~4号	1号	2号	1~4号

46

基本金の意義と種類7 組入れか、取り崩しか

基本金の組入額と取崩額の計算は、基本金第1号から第4号までの各号の基本金ごとに行います。組入れの対象となる金額が取崩しの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の組入額として扱います。また、取崩しの対象となる金額が組入れの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の取崩額として扱います。

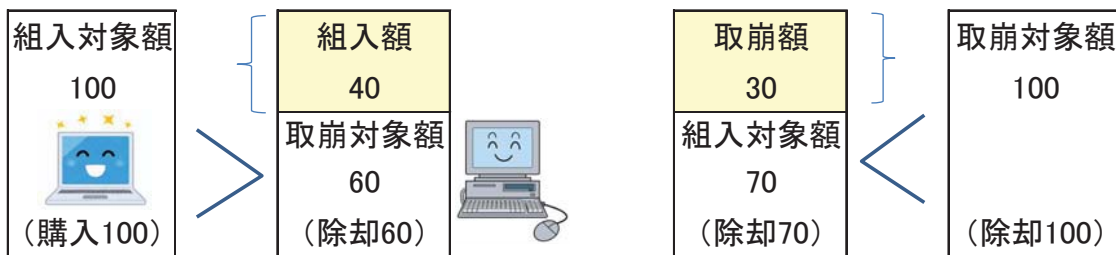
図表 基本金の組入額と取崩額の決め方(各号ごと)

①基本金の組入額

新規備品100購入、除却60(取得価額)

②基本金の取り崩し額

新規備品70購入、除却100(取得価額)

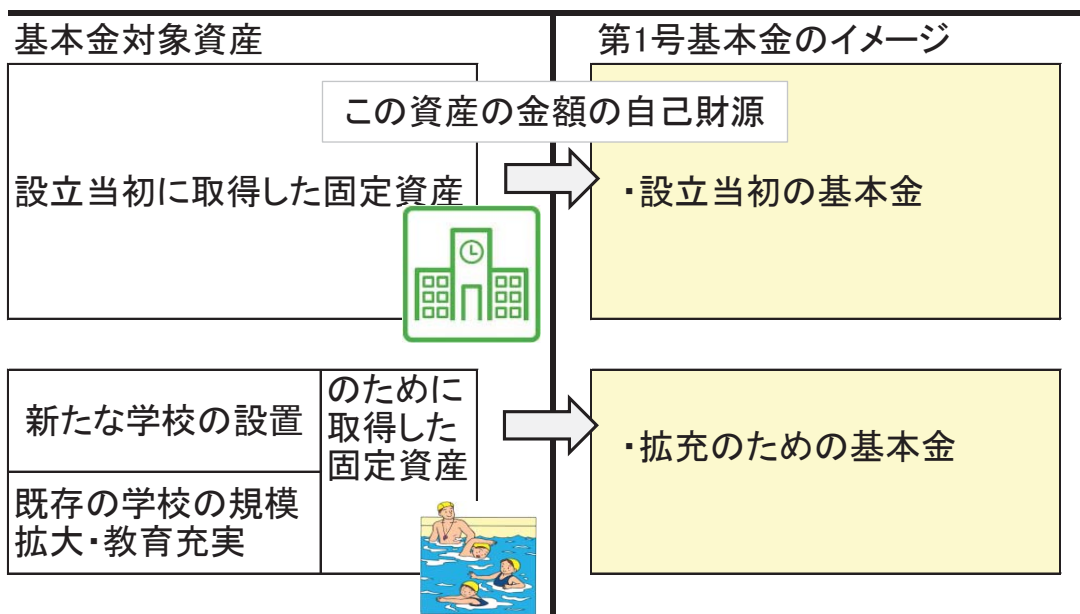


47

第1号基本金 金額の大きい第1号基本金

第1号基本金は、固定資産についての「設立当初の基本金」と「施設拡充の基本金」だと理解するとわかりやすいです。

貸借対照表



48

第4号基本金1 第4号基本金(恒常に保持すべき資金の額について)

第4号基本金は、「恒常に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額」(基準30①四)となっています。この額を簡単にいうと、前年度の人件費・経費・借入金利息など経常的経費の1か月分の運転資金の金額が相当します(文部科学大臣裁定。9号通知)。

第1号基本金、第2号基本金で学校運営に必要な固定資産(ハード面)の財源を自己資金で確保しました。第4号基本金は、学校運営の教育サービス(ソフト面)の財源を自己資金で確保するための基本金になります。学校会計では、学校運営のハード面とソフト面の財源を基本金で支え、学校法人の永続的な運営を実現しようと考えています。

図表: 第4号基本金の本質理解

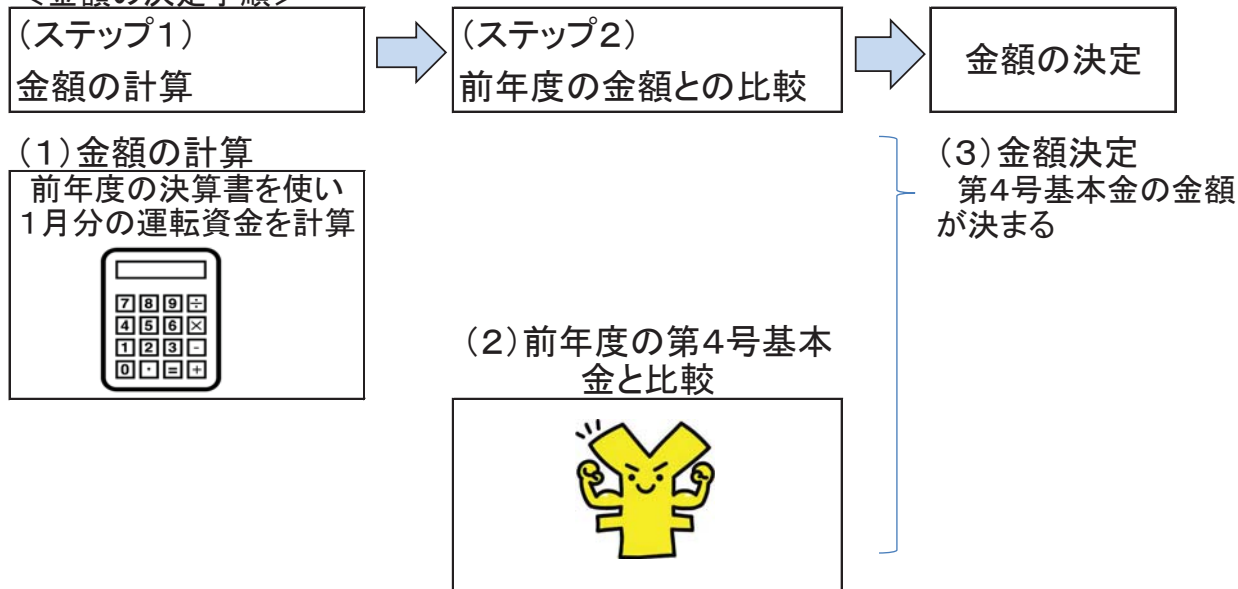


49

第4号基本金2 第4号基本金の金額の決め方1

第4号基本金の金額は、2ステップで決めていきます。

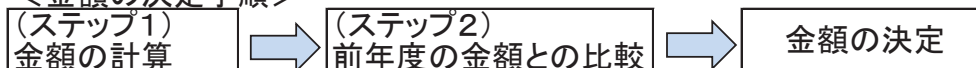
<金額の決定手順>



50

第4号基本金3 第4号基本金の金額の決め方1

<金額の決定手順>



(1) 金額の計算

第4号基本金の金額は、前年度の経常的な支出のうち、下図に掲げた科目の決算額の合計を12月で割った計算額です。

→概ね経常的な1か月分の運転資金の額が計算されます。

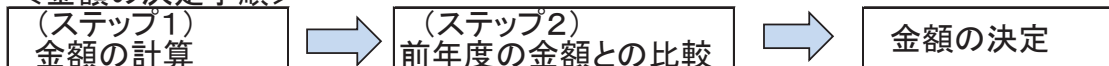
図表 第4号基本金の算出方法
前年度の事業活動収支計算書の

収支区分	科目	
教育活動 収支	人件費	退職給与引当金繰入額 退職金
	教育研究経費	減価償却額
	管理経費	減価償却額
教育活動外 収支	借入金等利息	

} ÷ 12月
(100万円未満
端数切り捨て可)

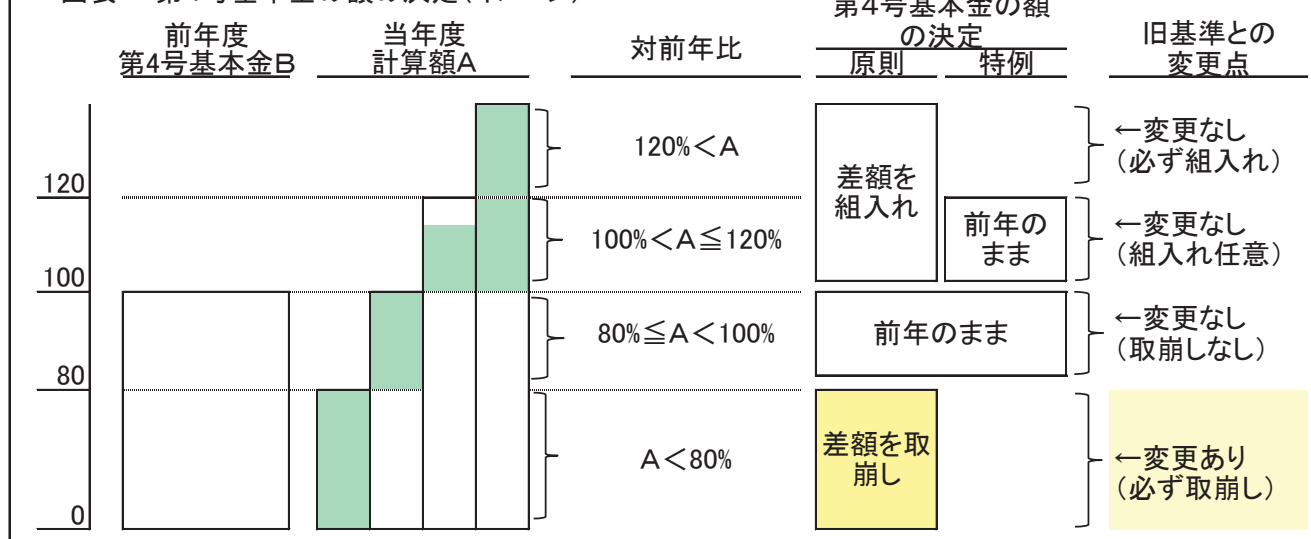
第4号基本金4 第4号基本金の金額の決め方2

<金額の決定手順>



(2) 前年度の金額との比較

図表 第4号基本金の額の決定(イメージ)



第4号基本金5 第4号基本金の計算例

ケース別に第4号基本金の金額の決定をみてみます。

①前年度の第4号基本金が100. 当初計算額は125の場合

計算額125は、前年度第4号基本金100の20%超の増加なので、差額の25を基本金に組み入れ第4号基本金は125になります。

②前年度の第4号基本金が100. 当初計算額は117の場合

計算額117が前年度の第4号基本金100の20%以内の増加なので、原則は差額17の基本金を組み入れますが、特例で組み入れを省略することができます。

図表 第4号基本金の金額(具体例)

前年度の第4号基本金	当年度の当初計算額	当年度の計算額の範囲	当年度の第4号基本金
100	125	120超	① 125
	117	100超120以内	② 原則117 特例100
	100	100	100
	87	80以上100未満	③ 100
	72	80未満	④ 72

第4号基本金6 第4号基本金の計算例

(続き)

③前年度の第4号基本金が100. 当初計算額は87の場合

計算額87は、前年度の第4号基本金100の20%以内の減少なので、第4号基本金は前年度のままです。組入額はありません。

④前年度の第4号基本金が100. 当初計算額は72の場合

計算額72は、前年度の第4号基本金100に比べ20%超の減少ですから、差額の28を必ず取り崩します。

図表 第4号基本金の金額(具体例)

前年度の第4号基本金	当年度の当初計算額	当年度の計算額の範囲	当年度の第4号基本金
100	125	120超	① 125
	117	100超120以内	② 原則117 特例100
	100	100	100
	87	80以上100未満	③ 100
	72	80未満	④ 72

IV 子ども・子育て支援新制度と無償化の会計処理

本章の目次

1. 子ども・子育て支援新制度
2. 施設型給付を受ける園
3. 私学助成園

55

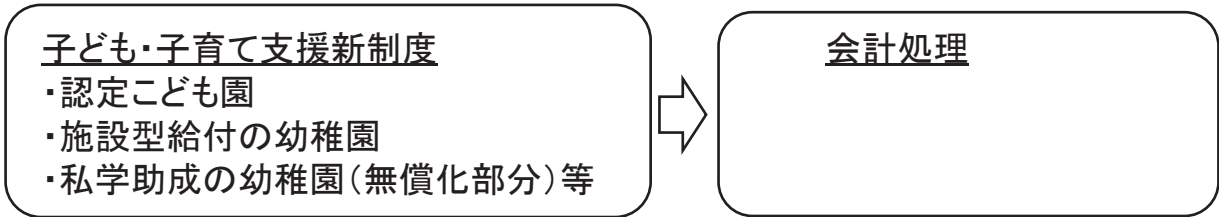
子ども・子育て支援新制度と無償化の会計処理: サマリー

本章の目次	会計処理の変更(収入)				変更の程度
	入園料	保育料	預かり保育	副食代	
1. 子ども・子育て支援新制度					施設等利用給付の創設
2. 施設型給付を受ける園	—	—	◎	—	あまり変更はない
3. 私学助成園	◎ (施設等利用給付)	◎	◎	○	代理受領の場合は大きく変更あり

56

子ども・子育て支援新制度1 会計処理の理解のコツ

取引事実(取引内容)が決まると会計処理(仕訳)が決まります。



制度が意外と難しい！

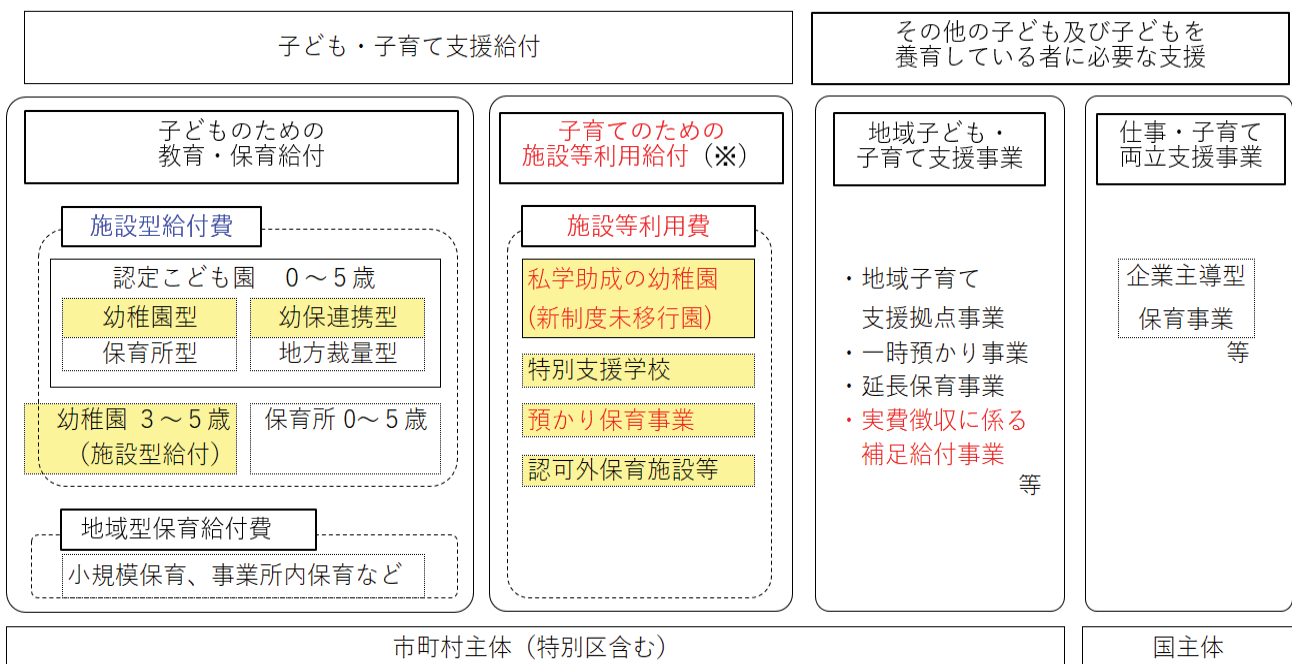
- ・ややこしい新制度
- ・全国1,700以上の市町村(特別区含む)がある

会計処理は、意外と簡単！

☆子ども・子育て支援法の会計処理は難しくない。
 難しいのは、制度の理解の部分。
 だから学校の方なら会計処理の理解は早い！

子ども・子育て支援新制度2 子ども・子育て支援新制度の概要

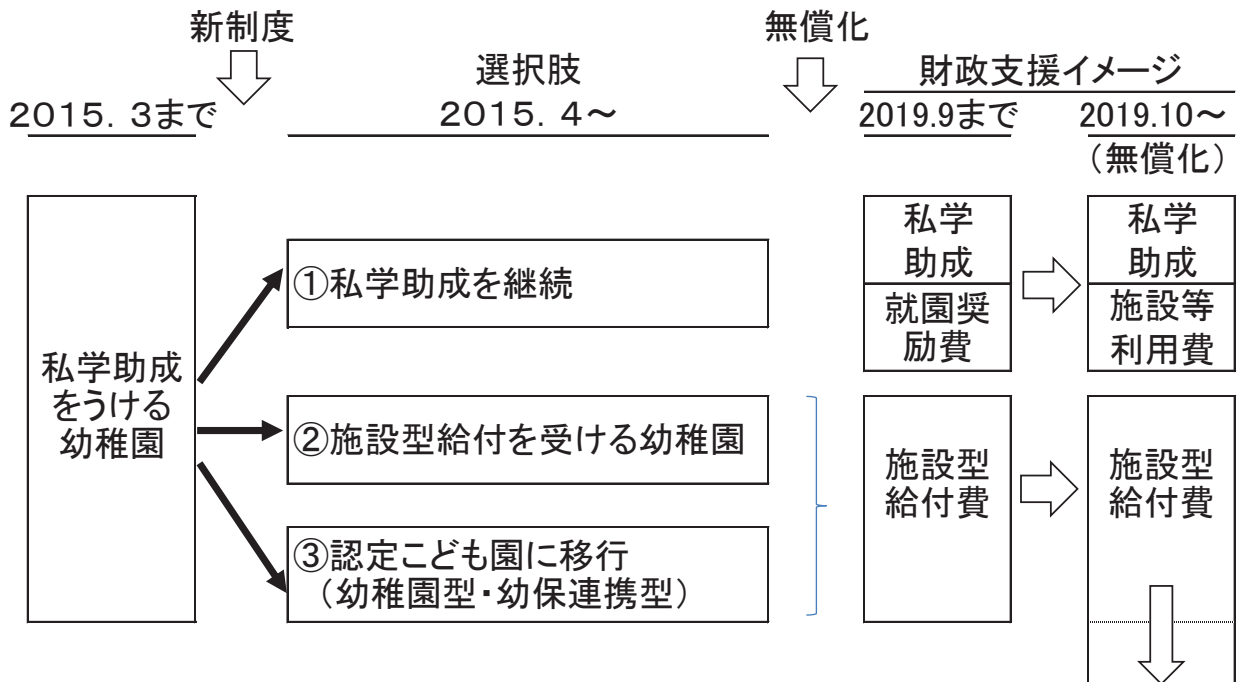
子ども・子育て支援新制度の概要



(※) 令和元年10月より実施。

子ども・子育て支援新制度3 幼稚園の選択肢

私学助成を受ける幼稚園の選択肢



59

施設型給付を受ける園 1 (1) 会計処理のルール

会計処理のルール

1. 従来

施設型給付
・認定こども園
・施設型給付を受ける幼稚園



内閣府
自治体向けFAQ【会計処理・外部監査】
(随時更新、注意。Web利用)

地域型給付
・小規模保育事業等



認可保育所の会計処理に準じる
学校法人の設置する認可保育所等に係る会計処理に関するQ&A(学校法人委員会研究報告第21号/日本公認会計士協会)

2. 無償化の会計処理(2019.10~)

内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ」の【17.会計処理】

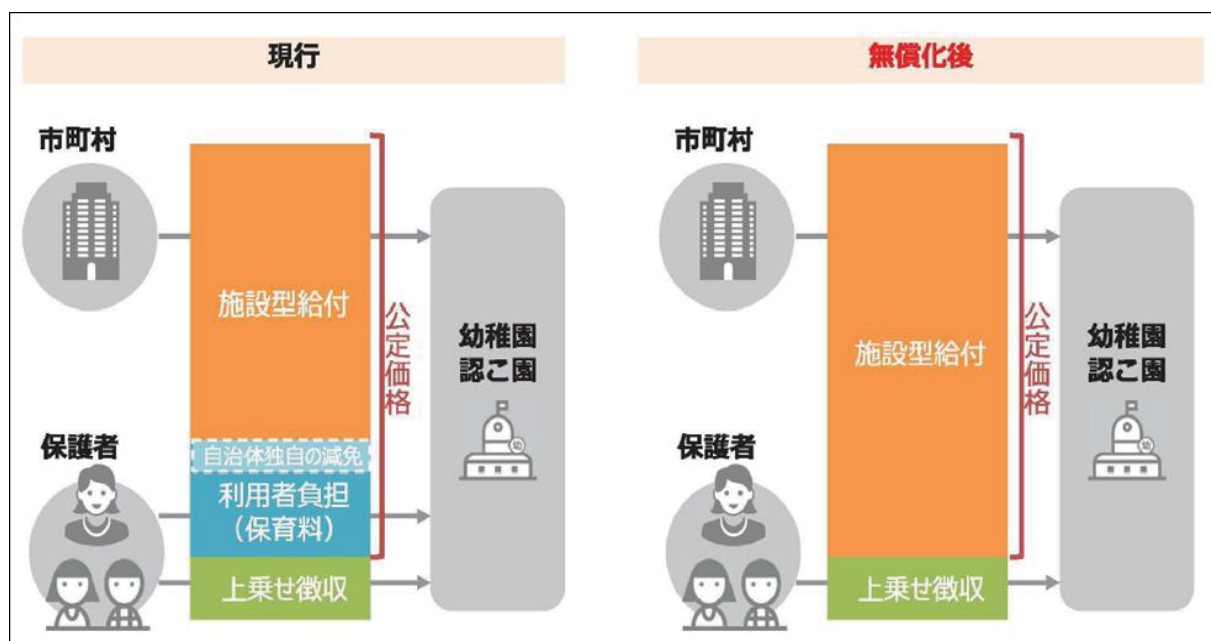
<会計処理のコツ>

- ・保育料部分の会計処理の変更は、ありません。
- ・預かり保育の会計処理が変わりました(私学助成園と同じ)。

60

施設型給付を受ける園 2 収入の仕組み

公定価格＝「①施設型給付」＋「②利用者負担額(基本負担額)」
 ↑
 無償化で0円に



61

施設型給付を受ける園3 収入の会計処理の早わかり

大科目	小科目	内容
学生生徒等 納付金収入	授業料収入	←通常、出てこない
	入学金収入	←通常、出てこない
	実験実習料収入	←通常、出てこない
	施設設備資金収入	←通常、出てこない
	基本保育料収入	利用者負担額(基本負担額) ※2019.10より0円
	特定保育料収入	利用者負担額(特定負担額) ※用途を示す費目例 施設整備費、特定職員配置費 研修充実費、○○教育充実費等
手数料収入	入学検定料収入	検定料
	試験料収入	
	証明手数料収入	
	入学受入準備費収入	入園料※選考等の事務費用
補助金収入	国庫補助金収入	
	地方公共団体補助金収入	
	施設型給付費収入	施設型給付 ※所轄庁の指示があれば学納金収入も可

62

施設型給付を受ける園4 無償化の会計処理

■東京都の事務連絡(関連部分)

※施設型給付費の会計処理(新制度園・認定こども園)【FAQ:17-8】

①保育料

従前の会計処理から変更ありません。

【区市町村からの入金時】

(借方)現金預金	(貸方)大科目:補助金収入 小科目:施設型給付費収入
----------	-------------------------------

②預かり保育

私学助成園と同じです。

施設型給付を受ける園5(資料のみ) 人件費の会計処理

人件費の取扱い

幼保連携型認定こども園の保育教諭は教育に従事する教員なので、学校法人会計では保育教諭の人件費は「教員人件費」に計上します。この保育教諭の人件費は、担当する子どもの認定区分(1号から3号認定子ども)にかかわらず教員人件費にすることになっているので注意です。

図表:人件費の取扱い

	施設型給付を受ける幼稚園	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園
保育教諭	—	教員人件費	—
保育士	職員人件費	職員人件費	職員人件費

施設型給付を受ける園6(資料のみ) 経費の会計処理

経費の教管区分

幼保連携型認定こども園も幼稚園型認定こども園も教育・保育施設として教育・保育を一体的に提供していることから、基本的に管理経費に該当する経費等(雑管第118号参照)を除き教育研究経費にすることになっています(まるで割り切りルール)。

図表:経費の教管区分

	施設型給付を受ける幼稚園	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園
経費の教管区分	雑管118号による	雑管118号の管理経費等を除き教育研究経費にする	

施設型給付を受ける園7(資料のみ) 部門の取扱

部門の取扱い

- ・施設型給付を受ける幼稚園は、一条学校(学校教育法1条)そのままなので1部門です。
- ・幼保連携型認定こども園も学校(教育基本法6条)なので1部門です。
- ・幼稚園型認定こども園(認可幼稚園+認可外保育所)は、認定こども園を一つの単位として施設型給付費により財政支援を行うため、施設型給付費を幼稚園と保育機能施設に区分する事務負担が大変なこと等を考慮して(割り切って)1部門にします。

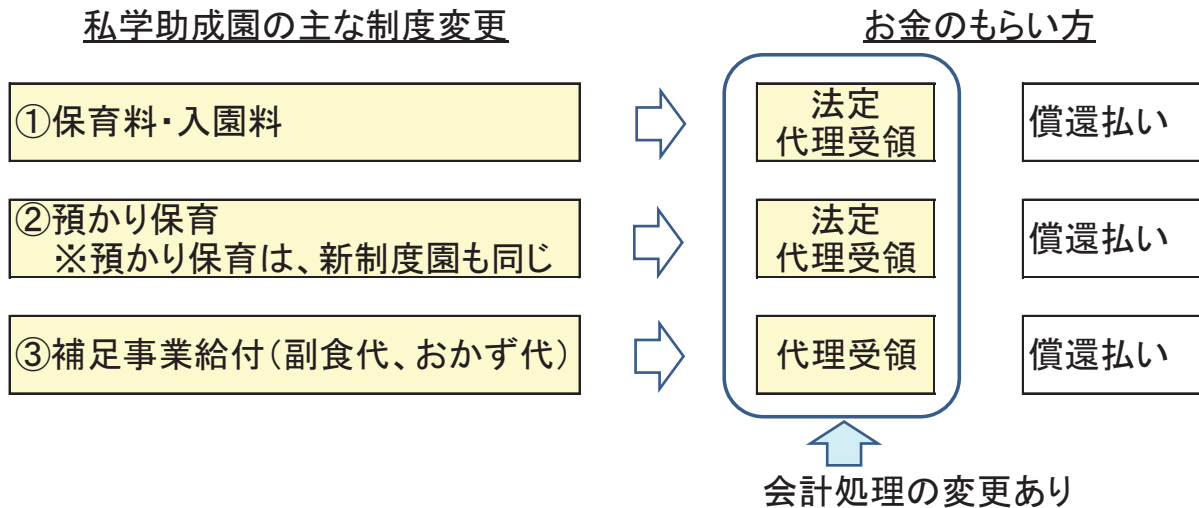
図表:部門の取扱い

	施設型給付を受ける幼稚園	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園
部門の取扱	幼稚園として1部門	認定こども園として1部門	

私学助成園1 会計処理の理解のコツ

制度の変更点に関連する会計処理を押さえる

経常費補助金を受ける幼稚園での制度改正は、①保育料・入園料、②預かり保育、③給食がある場合の補足給付事業の部分です。この三つについて法定代理受領を行う場合、幼稚園の会計処理が変わってきます。



67

私学助成園2 幼児教育無償化の仕組み(入園料・保育料と預かり保育)

金額のイメージ

	【認可保育所】		【幼稚園】				
3.7万円	3~5歳児 全国平均 保育料	=	<table border="1"> <tr> <td>保育料 入園料</td> <td>2.57万円 上限</td> </tr> <tr> <td>預かり保育</td> <td>1.13万円 上限</td> </tr> </table>	保育料 入園料	2.57万円 上限	預かり保育	1.13万円 上限
保育料 入園料	2.57万円 上限						
預かり保育	1.13万円 上限						

制度の改正イメージ

2019.9まで 【幼稚園】	⇒	2019.10~ 【幼稚園】
幼稚園就園奨励事業 幼稚園就園奨励費補助金		子ども・子育て支援法 施設等利用給付

68

幼稚園無償化の会計基準

全国ルール	内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ」の【17.会計処理】
ローカルルール	所轄庁(都道府県知事)の指示・指導・事務連絡

現在のところ会計処理のよりどころは、内閣府の「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ」(今回は、2020.1.17版)の【17. 会計処理】です。このFAQは今後も随時改定予定です。本文は、内閣府のホームページからみます。

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/pdf/faq_20200117.pdf

それと、決算まで所轄庁(都道府県知事)からの指示・指導・事務連絡がある場合があるので注意しておきます。

実務では、市町村(特別区を含む)別の取り扱いも予想されます。

私学助成園4 無償化のお金のもらい方と会計処理

この新しい施設等利用給付を保護者に還元する方法は二つあります。一つは保護者が市町村から直接お金をもらう償還払いの方式です。還付方式と言ったほうが分かりやすいでしょうか。

もう一つは、幼稚園が間に入る法定代理受領の方式です。国は法定代理受領を勧めますが、全国的には償還払いを採用する市町村がまだまだ多くあります。

無償化のお金(施設等利用給付)のもらい方と会計処理

	法定代理受領	償還払い方式
内容	園が自治体よりお金を代わりにもらい保護者に教育保育サービスを現物支給する。	保護者がいったん払って、自治体から還付を受ける。簡単に言うと還付方式。
会計処理	園で会計処理あり	園では特になし

私学助成園5 幼児教育無償化の会計処理(①入園料・保育料)

施設等利用給付		会計処理	
		法定代理受領	償還払い
保育料 入園料	2.57万円 上限	⇒ (大科目)学生生徒等納付金収入 (特になし) (小科目)施設等利用給付費収入	
預かり保育	1.13万円 上限	⇒ (大科目)付随事業・収益事業収入 (特になし) (小科目)施設等利用給付費収入	

<少し説明>

幼稚園が保護者に代わって施設等利用給付をもらった場合は、保育料部分であれば、幼稚園はいったん「預り金」で受けます。そして、保育料の支払期日が来たら「預り金」を(大科目)学生生徒等納付金収入の(小科目)施設等利用給付費収入に振り替える取扱いを基本にします。

私学助成園6 幼児教育無償化の仕組み(②預かり保育)

施設等利用給付		会計処理	
		法定代理受領	償還払い
保育料 入園料	2.57万円 上限	⇒ (大科目)学生生徒等納付金収入 (特になし) (小科目)施設等利用給付費収入	
預かり保育	1.13万円 上限	⇒ (大科目)付随事業・収益事業収入 (特になし) (小科目)施設等利用給付費収入	

<少し説明>

預かり保育は、教育に付随する事業として(大科目)付随事業・収益事業収入の(小科目)施設等利用給付費収入とします。ただ、預かり保育は実績精算が多いと思われるので、償還払い方式が多いでしょう。

私学助成園7 無償化金額の算定例

無償化金額の算定例

(非課税世帯、入園初年度、12ヵ月在籍、入園料:42,000円、保育料24,000円/月、給食なしの場合)

[2019年4月～(前期:就園奨励事業、後期:無償化給付事業)]

			補助事業(前期)						無償化事業(後期)						計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実績	入園料	a	42,000×6/12月=21,000円						3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	42,000
	保育料	b	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	288,000
	計	c(a+b)	165,000円						27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	330,000
限度額		d	308,000円×6/12月=154,000円						25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	308,200
公費負担対象額		cとdの小さい方	154,000円						25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	308,200

出典:内閣府:「幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会」2019.5.30資料を一部加工)

私学助成園8 市町村(特別区を含む)で取り扱いが違ふことがある

東京都の例

市区町村	補助金額合計	国	都	市町村(特別区を含む)
A	28,600～	25,700	1,800～6,200	1100～3,200
	対象経費	入園料・保育料	保育料のみ	保育料のみ
	支払方法	代理受領	償還払(四半期) 7月・10月・1月・4月	償還払(四半期) 7月・10月・1月・4月
B	31,000～	25,700	1,800～6,200	3,500(一律)
	対象経費	入園料・保育料	保育料のみ	保育料・入園料その他納付金
	支払方法	代理受領	代理受領	代理受領
C	32,000～	25,700	1,800～6,200	4,500(一律)
	対象経費	入園料・保育料	保育料のみ	保育料 園則記載のもの
	支払方法	保育料分のも代理受領→償還払いも選択可 入園料やその他納付金については償還払い		

私学助成園9 実際の仕訳 私学助成園(保育料・入園料→施設等利用給付費収入)

■東京都の事務連絡(関連部分)

1 施設等利用費の会計処理(私学助成園)【FAQ:17-4】

・法定代理受領の場合	・償還払いの場合
大科目:学生生徒等納付金収入に、小科目:施設等利用給付費収入を新設して計上します。	特段の会計処理はありません。



【区市町村からの入金時】

(借方)現金預金	(貸方)預り金収入(※)
----------	--------------

【保育料の納付期限到来時】

(借方)預り金収入(※)	(貸方)大科目:学生生徒等納付金収入 小科目:施設等利用給付費収入
--------------	--------------------------------------

※純額表示の場合。総額表示の場合は預り金受入収入、預り金支払支出 となります。

私学助成園10 実際の仕訳 預かり保育

■東京都の事務連絡(関連部分)

預かり保育事業の会計処理(私学助成園・新制度園)【FAQ:17-6】

・法定代理受領の場合	・償還払いの場合
大科目:付随事業・収益事業収入に、小科目:施設等利用給付費収入を新設して計上します。	特段の会計処理はありません。



【区市町村からの入金時】

(借方)現金預金	(貸方)預り金収入(※)
----------	--------------

【保育料の納付期限到来時】

(借方)預り金収入(※)	(貸方)大科目:付随事業・収益事業収入 小科目:施設等利用給付費収入
--------------	---------------------------------------

※純額表示の場合。総額表示の場合は預り金受入収入、預り金支払支出 となります。

私学助成園11 いくつかのご質問1

Q1.無償化の対象順序

Q	無償化対象は「入園料」と「保育料」とのことですが、どちらを先に無償化対象とするのですか。
A	<p>入園料が発生する初年度においては、一般的に納付期限が先である入園料相当分から施設等利用給付費収入に振り替えることとなりますが、事務処理の簡便化を図る観点から、保育料相当分を先取りして振り替えることも考えられます。</p> <p>いずれの場合も所轄庁の指示がある場合はその指示により処理することに留意してください。</p> <p>(参考:内閣府FAQ「17-4新制度未移行幼稚園の会計処理」答)</p>

77

私学助成園12 いくつかのご質問2(2019.12.18現在幼児教育課との打ち合わせから)

Q2.自治体からの加算分の会計処理

Q	私学助成園において、国からの25,700円に加え、東京都から1,800円、その他市区町村の補助もありますが、それらについても勘定科目は「施設等利用給付費収入」でいいのでしょうか。別途勘定科目を作る必要はありますか。
A	<p>自治体加算分については、様々な態様が考えられることから、科目名を一律に示すことはできませんが、仮に法定代理受領の場合で、利用者から徴収する金額を自治体加算分に含めて計算しているのであれば、受領した額を「施設等利用給付費収入」に含めて計上することが考えられます。</p> <p>ただし、知事所轄法人については、所轄庁の指示がある場合はその指示により処理することに留意する必要があります。</p>

78

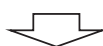
私学助成園13 実費徴収に係る補足給付事業(副食代・おかず代等の給食費)

内閣府FAQ「17-10補足給付事業」より

私立幼稚園の給食費にかかる会計処理は、給食の実施形態に応じて様々ですが、補足給付事業を現物給付で行うことにより、一部の補助対象者から副食費を徴収する代わりに、園が補足給付費を受領する場合であっても、現に行っている個々の幼稚園における給食費の会計処理を踏まえ、所轄庁の方針に従い処理を行ってください。

例えば、教育活動と一体的に行う給食の費用として、給食費を大科目「学生生徒等納付金収入」として取り扱っている場合は、補足給付費も同科目とすることが基本と考えます。

なお、償還払いとする場合は、補助対象者に給付がなされることから、施設側で補足給付費にかかる会計処理は不要です。

と言うことは、会計処理はこんな感じ。 

給食費の受取パターン	代理受領		償還払い
	資金収支計算書		
	大科目	小科目	
①保育料と徴収し、学納金で経理	学生生徒等納付金収入	補足給付費収入	会計処理なし
②付随事業収入で経理	付随事業・収益事業収入	補足給付費収入	
③お金を預かるだけ	その他の収入	預り金(受入)収入	

私学助成園14 実費徴収に係る補足給付事業(副食代等の給食費)の仕訳

■東京都

実費徴収に係る補足給付事業(副食材料費にかかる給付)の会計処理 【関連:内閣府FAQ:17-10】

・償還払いの場合 特段の会計処理はありません。

・法定代理受領の場合

【区市町村からの入金時】

(借方)現金預金	(貸方)預り金収入
----------	-----------

【実費の納付期限到来時】

①これまで、給食費を保育料とともに徴収し、大科目:学生生徒等納付金収入に計上している場合

(借方)預り金収入	(貸方)大科目:学生生徒等納付金収入 小科目:補足給付費収入
-----------	-----------------------------------

②これまで、大科目:付随事業・収益事業収入に、補助活動収入等として計上している場合

(借方)預り金収入	(貸方)大科目:付随事業・収益事業収入 小科目:補足給付費収入
-----------	------------------------------------

参考資料

- ・ 書籍 もっとわかる 学校法人会計の仕組みと決算書の見方
(平成31年2月22日 発行所 ぎょうせい。著者 梶間栄一)
- ・ 雑誌 月刊学校法人 令和元年12月号(学校経理研究会発刊)
 - 中高・幼稚園法人経営相談Q&A
第43回: 幼稚園の無償化が始まった! 会計処理はどうなるの?
筆者: 梶間栄一
- ・ インターネット「学校法人会計の広場」

メモ